

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料及び税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻④口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	収納消込システム(標準準拠システム稼働前) 収納消込システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 総合窓口システム 統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24、44、85、100の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条及び第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の48、69、117、132の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」「医療保険給付関係情報」「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,6,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,56,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,80,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,128,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課、福祉保険部保険年金課、福祉保険部長寿社会推進課
②所属長の役職名	税務課長、保険年金課長、長寿社会推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	泉南市(税務課、保険年金課、長寿社会推進課) 大阪府泉南市榑井一丁目1番1号電話072-483-9033 (税務課)、072-483-3432(保険年金課)、072-483-8251(長寿社会推進課)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	泉南市(税務課、保険年金課、長寿社会推進課) 大阪府泉南市榑井一丁目1番1号電話072-483-9033 (税務課)、072-483-3432(保険年金課)、072-483-8251(長寿社会推進課)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月12日	I 5.評価実施機関における担当部署	①総務部税務課、健康福祉部保険年金課、健康福祉部長寿社会推進課	①総務部税務課、福祉保険部保険年金課、福祉保険部長寿社会推進課	事後	
令和3年1月12日	I 1②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料及び税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻	事後	
令和3年9月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の27,44,45の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,44,45の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項	事後	番号法の改正による条項号ズレ修正
令和4年3月7日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料及び税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料及び税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻④口座情報の管理、異動、照会	事前	
令和4年3月7日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,44,45の項	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,44,45,82の項	事前	
令和4年11月2日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納消込システム総合窓口システム統合宛名システム中間サーバー・ソフトウェア	収納消込システム、総合窓口システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月2日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,44,45,82の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」「医療保険給付関係情報」「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6、8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,30,31,33,34,35,37,38,39,40,42,46,48,54,56の2,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,,83,84,85の2,87,90,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) (2)別表第二省令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の2,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,30,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の2,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59条の3	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,42,44,45,82の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」「医療保険給付関係情報」「介護保険給付等関係情報」「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6、8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,30,31,33,34,35,37,38,39,40,42,46,48,54,56の2,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,82,83,84,85の2,87,90,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) (2)別表第二省令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の2,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,30,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の2の2,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59条の3	事前	
令和7年9月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	泉南市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	泉南市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	公表日	令和4年11月2日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I ③システムの名称	収納消込システム、総合窓口システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	収納消込システム(標準準拠システム稼働前) 収納消込システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 総合窓口システム 統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 中間サーバー・ソフトウェア	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の2、16、17、24、30、59、68の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第2条、第16条、第17条、第21条の2、第24条、第46条及び第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24、44、85、100の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条及び第50条	事後	番号法の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I 4②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号及び別表第二の27,42,44,45,82の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号以下「別表第二省令」という。)第20条 2.情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」「医療保険給付関係情報」「介護保険給付等関係情報」「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,30,31,33,34,35,37,38,39,40,42,46,48,54,56の2,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,82,83,84,85の2,87,90,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) (2) 別表第二省令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の2,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,30,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の2の2,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59条の3	1.情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の48, 69, 117, 132の項 2.情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」「医療保険給付関係情報」「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,6,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,56,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,80,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,128,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年9月1日	I 7請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-0001	泉南市(税務課、保険年金課、長寿社会推進課) 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号電話 072-483-9033(税務課)、072-483-3432(保険年金課)、072-483-8251(長寿社会推進課)	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 1いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 2いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IV8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	新規	十分である	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV8人手を介在させる作業 判断の根拠	新規	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	新規	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か(再掲)	新規	十分である	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IV11判断の根拠	新規	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、下記を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更